

〔論 説〕

わが国の企業会計制度と日本的経営 (1)

—信頼の問題を中心として—

坂 井 恵

目次

はじめに

1. 近代的な企業会計制度の成立過程—18～19世紀イギリス—
2. 企業会計制度と信頼
3. わが国の企業会計制度と日本的経営の関係—会計ビッグバン前まで—
 - 3.1. わが国の企業会計制度の特徴
 - 3.2. 日本的経営と信頼

むすびにかえて

はじめに

近代的な企業会計制度は、産業革命期イギリスの巨大企業が資金調達のために自発的に行った財務報告と財務諸表監査をその原型とし、19世紀イギリスにおいて会計専門職による監査の制度化をもって成立したとされる(友岡1995, 244; 71-77)。同制度は、近代化によりもたらされた資本と経営の分離した状況において、株式会社制度の信頼形成に寄与してきたと解釈でき、その基本的な構造は今日の企業会計制度にも受け継がれている。

わが国では、1948年の証券取引法の全面改正と公認会計士法の制定、1949年の企業会計原則の設定により、こうした近代的な企業会計制度の本格的な整備が志向されたが、間接金融に大きく依存した経営慣行などとともに、わが国独自の発展をみせてきたと言える。しかし、1997年頃に始まった会計ビッグバン以降、わが国の企業会計制度は、それ以前と比べて著しくその姿を変貌させている。会計ビッグバンから約20年が経過した現在に至っても、わが国の企業会計基準(財務報告基準)や監査基準の変更が続いていると同時に、国際財務報告基準(IFRS)を採用する国内上場会社が増加し続けている。こうした動きは、軒並み国外の制度の影響を受けたものであるが、戦後に形成されたわが国固有の特徴は、もはや喪失してしまったかのようである。

一方、わが国の高度経済成長を支えたシステムとして世界的に注目を集めた日本的経営が、1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、大きく変容していることが指摘されている(谷内2008; 渡辺2015)。会計は、経営の要請に基づき、経営の主体⁽¹⁾によって行われることから、会計と経営はその実践主体が同一である。このため、会計制度と経営システムの両者もまた、密接不可分な関係にあると考えられる。したがって、ともに戦後期に確立し、いわば車の両輪としてわが国の株式会社制度を支え、20世紀末以降大きく変容しつつあるわが国の企業会計制度と日本的経営もまた、相互に影響を及ぼし合っていると考えるこ

とができよう。

本研究は、こうした前提に立ち、わが国の企業会計制度と日本的経営の相互の影響を明らかにすることを目的としている。本稿は、かかる研究の序論として、会計ビッグバン以前における戦後のわが国の企業会計制度と日本的経営の関係について、信頼論を手掛かりとして接近する。本稿の構成は以下の通りである。まず、第1章で近代的な企業会計制度の成立過程において、信頼の問題が背景にあったことを確認する。続いて、第2章で企業会計制度の意義について、主としてルーマン(1990)、山岸(1998)の信頼論を手掛かりとして考察する。第3章では、会計ビッグバン以前のわが国の企業会計制度の特徴を踏まえ、同制度と日本的経営との相互の影響に関する試論を提示する。

1. 近代的な企業会計制度の成立過程—18～19世紀イギリス—

本稿で対象とする企業会計制度とは、企業の財務会計の制度を指し、企業の経営者による財務報告の制度と、会計専門職による財務諸表監査の制度を含んでいる。制度を研究対象とする以上、その意味するところが問われるであろうが、本稿での議論にあたり、近代会計制度の研究を行った友岡(1995, 1)にしたがひ、以下のように広く定義しておくことが便宜であろう⁽²⁾。すなわち、制度とは「社会的定着性をもった約束」である。社会的定着性をもつとは、多くの社会成員に認知され受け入れられていることである。このため、制度は長い時間をかけて形成されることが一般的であるから、現在の制度は過去の歴史的経緯に影響を受けている⁽³⁾。また約束には、一定の法律効果を発生させる契約に加えて、法令等の形で明文化されている規制や、明文化がなされないまま慣習等によって形成されている規範も含まれる。今日のわが国では、企業活動の主たる担い手である株式会社は、経営者の責任の下で財務報告(決算報告)を行い、大会社や上場会社等の場合は公認会計士等による財務諸表監査(会計監査)を受けるという約束が、法令等で明文化されている。つまり企業の財務会計は、社会的定着性をもった約束であり、今日のわが国で社会的に広く受け入れられた制度の一つとなっている。

では、なぜ企業の財務会計が制度化されているのであろうか。財務会計の目的や機能に

-
- (1) 会計の主体は、経済主体と表現されることが一般的である。しかし、実際は経営者ないしは組織によって会計が実践されている。企業=経済主体と呼ぶことにそれほど違和感はないが、経営者や組織の場合、それは経済的な活動のみならず、非経済活動の実践主体でもありと考えられるため、本稿ではこれを経済主体とは呼ばず、経営の主体としている。
 - (2) 制度は、多様な研究分野で用いられている概念であるが、本稿は紙幅に制限があるため、そうした制度概念に関する検討は別の機会に行いたい。
 - (3) 経済システムの比較制度分析では、「歴史経路依存性」として知られる制度の特性である。植竹(2009, 34)は、歴史経路依存性について、「それぞれの制度の発展がそれぞれ多様な経路を辿って形成され、それぞれの歴史的諸条件の相違から、国により、あるいは地域によって、その発展経路を異にしているということ、そのためひとたび、ある経路を辿りはじめると、他の発展経路への移行や切り替えが難しくなるということを含意している」と説明している。その他にも、「ある行動パターンが普遍的になればなるほど、その行動パターンを選ぶことが戦略的に有利になり、それが自己拘束力として作用し、制度として定着する」という「戦略的補完性」、「ある制度は他の制度とお互いに関連しており、お互いの働きを強め合っている」という「制度的補完性」が、制度のもつ主要な特性として挙げられている。

関する代表的な考え方であるスチュワードシップ（受託責任）仮説によれば、財産の受託者である経営者に、財産の委託者に対する弁明義務（会計責任）を果たさせるために、財務会計が制度化されたという説明になろう。また、意思決定有用性仮説によれば、投資家の経済的意思決定に有用な情報を提供し、情報の非対称性を解消し、証券市場の公正性を確保するために制度化されたことになるであろう。さらに、財務会計の目的を利害調整機能に求める考え方によれば、株主、債権者、経営者等の種々の利害関係者の利害を調整しやすくするために制度化されていると説明できるであろう。どれも一見説得的に思えるが、果たして本当にそうであろうか。今日の企業会計制度の意義についての結論を得る前に、同制度につながる近代的な企業会計制度（以下、「近代会計制度」とする。）が成立に至るまでの歴史的な経緯を確認しておく必要がある。冒頭で述べた通り、近代会計制度は19世紀イギリスで成立したと考えられるが⁽⁴⁾、その成立過程は以下の四つの段階を経ていることが確認できる（坂井 2014, 98-99）。

（1）第一段階（産業革命期）

企業（経営者）が、自発的に財務諸表の開示（財務報告）を行うようになった段階である。産業革命期に出現した運河会社、鉄道会社、製鉄会社、石炭会社等の巨大企業が、巨額の資本を調達する必要に迫られたことが、財務報告を行う契機となったとされる。それらの巨大企業は、自社に投資することが有利で安全であることを広く知らしめるために、自社の財務内容を要約した概要表を作成し、開示することを試みたのである（渡邊 2005, 164-165；平林 2005, 98-99）。これら一部の巨大企業においては、企業（経営者）に対する投資家からの信頼が問題になっていたと解釈できる。

（2）第二段階（産業革命期）

企業（経営者）が自ら作成した財務諸表に対して、自発的に監査（財務諸表監査）を受けようになった段階である。第一段階とほぼ同時期に、財務報告を行った一部の巨大企業が、投資家に財務諸表を利用してもらうために、財務諸表監査を自発的に導入したと考えられている（渡邊 2005, 165）。ここでは、企業（経営者）が自ら作成した財務諸表（財務報告）に対する、投資家からの信頼が問題になっていたと解釈できる。

（3）第三段階（1844年）

すべての株式会社に対して、財務報告と財務諸表監査が義務付けられた段階である。急速な経済発展に伴い多くの企業の倒産や不正行為が生じたため、その予防策が求められていたこと、また経済発展を促すために法人設立の自由化が求められていたことを背景として、1844年株式会社法が制定された（友岡 1995, 17-20；岡嶋 1997, 109-110）。同法は、準則主義を採用して法人設立を容易化したが、その見返りとして貸借対照表の作成とその

(4) わが国の企業会計制度の機能を検討する場合、わが国の近代における同制度の成立過程から議論を始める方法もあるであろう。しかし、戦後のわが国の企業会計制度は、19世紀イギリスで成立した制度にその起源を求めることができるため、本稿ではイギリスにおける同制度の成立過程を取り上げている。なお、わが国の明治期から戦前までの会計史については、友岡（2018）で詳しく取り上げられている。

監査、貸借対照表及び監査報告書の株主総会への提出を義務付けた。ただし、監査人は会計専門職ではなく、株主であることが重視された(岡嶋1997, 111)。財務報告と財務諸表監査の法制化の背景には、株式会社制度に対する投資家からの信頼の問題があったと言える。

(4) 第四段階 (1879年以降)

独立性と専門的能力を備えた会計専門職によって、財務諸表監査が担われるようになった段階である。1878年のシティ・オヴ・グラスゴウ銀行の倒産と粉飾の発覚を通じて、独立の会計専門職による監査の重要性が社会的に認知され、1879年に有限責任銀行会社に対して、1900年にはその他の一般会社に対して、独立監査強制規定が設けられた(友岡1995, 247)。また、会計専門職による監査が導入された背景には、産業革命を支えた基軸的工業部門の企業が1870年から1880年にかけてパートナーシップ形態から株式会社形態に転換し、また1880年代に所有と経営の分離が決定的となって一般株主が遙有化したという状況があった(岡嶋1997, 117; 119-120)。こうした状況下で、株式会社制度に組み込まれた財務諸表監査に対する、投資家からの信頼が問題になっていたと言える。

このように、近代会計制度の成立過程でみられる四つの段階では、いずれもその背景に信頼の問題があったと言える。第一及び第二段階では、巨大企業の出現によって特定の企業(経営者)に対する投資家からの信頼が問題となり、第三及び第四段階では、度重なる倒産や不正の発覚による株式会社への社会の不信、並びに有限責任制の普及による所有と経営の分離の進展を背景として、株式会社制度そのものに対する投資家からの信頼が問題になっていたと言える。加えて、この過程は、二つの重要な転換点を含んでいることにも留意すべきであろう。一つは、信頼の対象の転換である。これは第三段階で生じたものであり、特定の企業(経営者)から株式会社制度へと変化している。もう一つは、信頼をする主体の転換である。四つの段階では、すべて投資家からの信頼が問題になっており、信頼の主体に変化はないようであるが、そこには質的な変化があったと考えられる。今日、投資家と言えば証券市場等に参加し得る人々、すなわち財産を所有しそれを運用する権利を有するすべての人々を指し、したがって社会におけるすべての人々——それは消費者や労働者などと同じように、われわれ人間の一部の側面しか意味していない概念だが——を含意している。これに対して、第一段階から第三段階までの投資家は、それ以前に比べればその数が増えたとは言え、社会全体からみればごく一部の限られた人々であったと推測できる。それが今日のような意味に変化したのは、企業社会において所有と経営の分離が進展したためである⁽⁵⁾。したがって、第四段階でみられた所有と経営の分離は、こうした信頼の主体の質的な変化を生じさせたと考えられる。つまり近代会計制度は、投資家とし

(5) 植竹(2009, 142)は、所有と経営の分離が進展すると、「伝統的な所有者、つまり19世紀型の資本家が消滅し、それに代わって、所有者の名のつく者は会社に対して今や何の関心やかかわりも持たず、短期的な利害得失のみ関心を有する、多数の「顔のない投資家」(ピーター・F・ドラッカー)に変化」と指摘している。本稿でも、資本と経営の分離が進展する以前の企業への出資者は、投資家ではなく資本家と表現した方が、より適切かも知れない。

て証券市場に参加し得るすべての人々からの信頼，すなわち社会的な信頼を株式会社制度に対して形成することで，産業社会において大規模な資本集中を可能とするための制度として理解することが可能であろう。

2. 企業会計制度と信頼

上述の通り，企業会計制度は，株式会社制度に対する社会的な信頼の形成に関わっていると考えられる。では，そこで問題とされた信頼とは何であろうか。なぜ，株式会社制度に対する信頼が問題になったのであろうか。企業会計制度は，かかる信頼の形成に対して，いかにして寄与することができたのであろうか。こうした問題について論じるためには，信頼概念を規定しておく必要がある。これまで，社会心理学や社会学，経済学など，多岐にわたる分野で信頼が研究されてきているが，それらの諸研究で広く共有された信頼の定義は存在していない。したがって本章では，既存の信頼研究を概観しながら，本稿で分析の枠組みとする信頼概念の規定を試みたい。その上で，先に述べた企業会計制度と信頼に関する問題に接近していく。

経済社会における信頼の問題を扱った荒井（2006，22-25）は，それまでの代表的な信頼研究における定義を，信頼を行為とみなす観点からなされた定義と，期待とみなす観点からなされた定義の二つに分類している。前者は，自ら制御できないことに起因する危険を伴う行為を為すことを，信頼とみなすものとしている。後者は，信頼を行為や行動ではなく，確信の一種とみなす定義だとしている。ここで，行為を主体の外部に働きかける作用とみなし，期待を主体の内部における心的な作用とみなす場合，前者の定義では行為と心的な作用の両者の混同を招きやすいと言える。したがってわれわれは，信頼を行為ではなく，期待として捉えていくこととしたい。

また荒井（2006，26）は，既存の信頼の定義に批判を加えた上で，「個人 A が個人 B を信頼することは，B の表明したことや（表明しない場合は）社会的に倫理的と考えられることを B が行うと，A が期待することである」と定義して議論を始めている。さらに，かかる定義における期待を確率概念に置き換え，信頼度として数学的な定義付けを行っている。こうした定義付けは，経済社会における個人の経済的行動を説明するための議論には有用であるかも知れないが，信頼が必要とされる理由や信頼の形成過程についての議論には適していないと言える。そうした信頼の本質に関する議論は定義付けの段階でほぼ終了させ，暗黙のうちに常に経済合理的に行動する個人が想定されている。もちろん，われわれが生きていく上で経済合理性を備えることは必要であろうし，予想する確率に基づいて行動することも時にはあるであろう。しかし，われわれは非経済的な目的も有するし，確率を意識せずに信頼が形成される場合もある——経験的には，むしろその場合の方が多い——であろう。このため，信頼という心的な作用を，経済合理的な働きとして確率論で説明しようとする，説明困難な場合が当然生じるであろうし，そうした説明困難な要因を主観的確率に含めてしまうことで議論の発展を阻害するおそれもあると言えよう。したがって本稿では，こうした信頼度の概念は用いないこととする。

そこでわれわれは，信頼を期待とみなして広く捉える Barber（1983，9）の概念を援用し，信頼を「自然的秩序及び道徳的社会秩序の存続と遂行に対する期待」と定義して議論

を始めることとする⁽⁶⁾。かかる概念に基づけば、近代会計制度成立に至る第一及び第二段階では、特定の企業（経営者）が規則性をもって経営される（経営する）ことに対する投資家の期待が求められたのであり、第三及び第四段階では、あらゆる株式会社が規則性をもって企業活動の担い手として存在することに対する投資家（社会）の期待が必要とされたと言える。それでは、こうした期待としての信頼が、近代会計制度の成立過程においてなぜ必要とされ、どのように形成されたのであろうか。以下で、Barber（1983）と同様に信頼を期待とみなすルーマン（1990）及び山岸（1998）によりながら、検討していく。

社会システムにおける信頼の機能分析を行ったルーマン（1990, 176）は、信頼が必要とされる背景には、行為者にとって必要な情報が不足しているという状況があるため、手持ちの情報を過剰に利用し、行動予期を一般化すると指摘している⁽⁷⁾。つまり、情報が不足している下で、自らの置かれた状況を判断したり、他者の行動を予測したりする時に、何らかの一般化された予期（規則性）に対して期待することで、情報の不足を補うことができた場合、信頼が形成されると考えるのである。投資家にとって、出資を募っている企業（経営者）が、将来にわたって株主の財産を保全し、利益の稼得に努め、配当を支払うかどうかといったことは不明である。したがって、近代会計制度の成立過程の第一段階では、企業（経営者）に出資してもらうために、投資家の情報不足を補うための期待が必要な状況が生じていたと言えよう。またルーマン（1990, 113）は、「信頼を得ようと努力しうるシステムは、より柔軟にしてより複雑な、より高い存続能力をもっている」と指摘し、信頼される側の能力を再帰化ないしは再帰性⁽⁸⁾という概念を用いて説明している。再帰化とは、自らに対する信頼を意識して、自己表現を反省することだと解釈できる（ルーマン1990, 114）。したがって、第一段階に登場した巨大企業は、再帰化により財務報告の実践を生み出し、投資家の情報不足を財務諸表で補い、期待を生成しやすくしたと考えられる。第二段階で財務諸表監査を受け始めたのも、同様に再帰化により信頼を得ようと努力した結果だと言えよう。それでは、第三段階で株式会社制度に対する信頼が必要になったのは、どうしてだろうか。この点については、人格的信頼とシステム信頼の概念を用いて検討する⁽⁹⁾。

ルーマン（1990, 37-38）は、信頼を人格的信頼とシステム信頼の二つに区分し、社会の機能分化が進み社会システムの複雑化の必要が増大してくると、人格的信頼からシステ

(6) かつて筆者が会計専門職の発展の可能性について論じた際も、同様の概念を援用した（坂井2014, 102）。

(7) 実際には「信頼が社会的な複雑性を縮減するのは、信頼が情報不足を内的に保障された確かさで補いながら、手持ちの情報を過剰に利用し、行動予測を一般化するから」と述べている。なお、ルーマン（1990, 6；10-11）は、複雑性を要素間で論理的に成立可能な関係（可能的事態）の数の多さと捉え、社会システムがその複雑性の増大に対処する能力が向上すると人間の世界が拡大する一方、複雑性がシステムの対処能力に比べ大きくなり過ぎるとシステムが消滅してしまうため、複雑性をその増大と相補的に縮減することがシステムの存続に不可欠であり、信頼が社会システムの複雑性を有効に縮減するという前提を置いている。

(8) これをルーマン（1990, 109；128）は、信頼に対する信頼として説明している。信頼に対する信頼とは、後述する人格的信頼の場合は、自分自身の他者への信頼に対する信頼、他者が自分を信頼していることに対する信頼を指し、システム信頼の場合は、他者が自分と同じやり方で第三者を信頼していることに対する信頼、システム内部に備わっているコントロール能力に対する信頼を含んでいる（小松2003, 93-94）。こうした信頼の再帰性が信頼の変容を生むと同時に、信頼の対象たる人格やシステムも変容させると考えられる。

(9) この点についても、きわめて簡単ではあるが、以前拙稿（坂井2014, 102-103）でふれている。

ム信頼へ変化するとしている。人格的信頼とは、「他者が、その自由すなわち行為可能性の不気味な能力を、人格であるという意味で発揮するであろう、という一般化された期待（ルーマン 1990, 70）」である。つまり、人格をもつ他者が、その人格性にしがたって振る舞うであろう、という期待である。人格的信頼は、日常的な世界への馴れ親しみを基盤として形成される（ルーマン 1990, 37）。馴れ親しみとは、反復的な接触等による日々の経験であり、限定された他者との関係において培われるものと解釈できる。一方、システム信頼とは、文字通りシステムに対する信頼である。これは、単純な社会秩序においては必要とされていなかった、信頼の非人格的な形式とされる（ルーマン 1990, 87）。システム信頼は、コミュニケーション・メディアを通じて形成され、その基盤は情緒的なものから呈示（表現）に結びついたものに移行する。コミュニケーション・メディアとは、「象徴的に一般化された選択のコード」であり、その例として貨幣、真理、正当化された政治権力が示されている（ルーマン 1990, 88；90-103）。つまり、貨幣、真理（科学や専門家等）、正当化された政治権力といった象徴に対する信頼が、その背後にある経済システム、専門家システム（医療や司法等）、行政システム等への信頼を形成すると解釈できる。また、上述した再帰化により、人格的信頼はその本質的な部分が人格に対する信頼から表現方法やマナーに対する信頼に変化し、再帰性が意識化される程度に応じて、人格的信頼がシステム信頼に変化するとされる（ルーマン 1990, 114；125；127）。

こうしたルーマンの信頼概念にしたがうと、近代会計制度の成立過程で形成された信頼について、以下のように理解できる。まず、近代化される前の企業活動でも、財産の委託・受託関係が成立する場合があったと考えられるが、委託者と受託者の間で形成された信頼は、人格的信頼であったと言える。そして、受託者による委託者に対する会計行為が、人格的信頼を形成する基盤になっていたと考えられる。会計は、再帰化によってその方法を次第に標準化し（複式簿記等）、産業革命を迎えることとなる。第一段階で登場した巨大企業は、不特定多数の投資家からの信頼を得るために、再帰化を進めて財務報告を生み出し、さらに第二段階で財務諸表監査を生み出した。第三段階に入ると、経済がさらに発展し、企業社会が複雑化したことで、個別の企業（経営者）の努力で投資家の信頼を形成することが困難な状況が生じ、法律によりすべての株式会社に財務報告と財務諸表監査が強制適用された。この段階では、個々の企業（経営者）に対する人格的信頼ではなく、株式会社制度に対するシステム信頼が求められていたと言えるが、後に財務報告と財務諸表監査が任意規定化されたことから⁽¹⁰⁾、企業の財務会計は株式会社制度に対する社会的信頼の形成に十分には寄与しなかったと考えられる。第四段階に入り、所有と経営の分離が進展し、企業社会がさらに複雑化した。同時に、会計専門職の数も次第に増加したことで、株式会社制度の再帰化により、独立監査強制規定が設けられ、近代会計制度が成立することになる。そして、複式簿記に基づく財務諸表や会計専門職による意見表明がコミュニケーション・メディアとして機能し、その背後にある株式会社制度のシステム信頼の形成に寄与したと考えられる。こうして、企業会計制度に会計専門職の制度が組み込まれたことにより、株式会社制度に対するシステム信頼がより安定的になったと解釈できる⁽¹¹⁾。

(10) 1856年株式会社法により、同規定はそれから一時期の間、任意規定化された。友岡（1995, 25）を参照。

以上より、企業会計制度が株式会社制度の信頼形成に寄与していることが、システムの側面から説明できたと言える。しかし、投資家による個々の取引の段階での特定の企業(経営者)に対する信頼形成については、十分な説明がなされていない。この点について、山岸(1998)の信頼概念を参照しながら、以下で検討を加えたい。

社会心理学の立場で信頼を研究した山岸(1998, i: 9)は、人間が社会的存在として生きていく上で信頼がきわめて重要であり、信頼が無いと社会関係や経済関係を含むすべての人間関係の効率は著しく阻害されることを指摘し、信頼を醸成することの重要性を主張している。山岸(1998, 34-40)は、上述したBarber(1983)の信頼概念のうち道徳的社会秩序の存在に対する期待に限定して議論を始め、これを相手の能力に対する期待と意図に対する期待に区別している。さらに、相手の意図に対する期待を、「相互作用の相手が信託された責務と責任を果たすこと、またそのためには、場合によっては自分の利益よりも他者の利益を尊重しなくてはならないという義務を果たすことに対する期待」とした上で、これを社会的不確実性の有無により信頼と安心に区別している。社会的不確実性とは、「相手の意図についての情報が必要とされながら、その情報が不足している状態(山岸1998, 14)」を指し、社会的不確実性の存在する状況における相手の意図に対する期待に限定して、信頼を定義付けている。なお、社会的不確実性の存在しない場合の期待を安心と呼んで信頼と区別しているが、これについては後述する。さらに山岸(1998, 42-43)は、信頼を一般的信頼と情報依存的信頼に分け、次のように定義している。一般的信頼とは、「具体的な特定の相手ではなく、他者一般に対する信頼」と定義され、人間であるという以外に何もわからない相手に対する信頼であり、相手が信頼できる程度の「デフォルト値」とされる⁽¹²⁾。もう一つの情報依存的信頼については、「特定の相手に関する情報を利用して行う信頼性の判断」という定義が示されているが、厳密には「特定の相手に関する情報を利用して形成される信頼」と解釈すべきであろう。この情報依存的信頼は、相手の信頼性の程度を示唆する情報が与えられた場合に、その情報を適切に判断する能力に依存して形成される。このため、情報を判断する能力が低い人は騙されやすいということになる。さらに山岸(1998, 48)は、利用する情報の種類により、人間関係的信頼(相手が自分に対してもっている態度や感情についての情報に基づく)、個別信頼(特定の個人の人格特性についての情報に基づく)、カテゴリー別信頼(特定のカテゴリーに属する人間の人格特性についての情報に基づく)といった情報依存的信頼の分類を示している⁽¹³⁾。

(11) 株式会社制度に対する信頼形成について、筆者はかつてリスク・コミュニケーションの観点から検討している(坂井2014, 104-105)。なお、ギデンズ(1993, 42-44=Giddens 1990, 27-29)が指摘する通り、近代的な社会生活は、それを支える様々な専門家システム(科学技術上の成果や職業上の専門家知識の体系)を人々が信頼することによってはじめて機能し得ると考えられる(小松2003, 94-95; 丸山2001, 61-63も参照)。近代的な制度である株式会社制度も、経済や経営に関する専門的な知識を有する専門経営者たちによって支えられた専門家システムであり、したがって人々が株式会社制度そのものを信頼していなければ、株式会社との取引や株式売買等が不可能であったと考えられる。そして会計専門職が、専門家システムとしての株式会社制度の象徴として機能したと言えよう。

(12) 山岸(1998)は、一般的信頼の重要性を特に主張している。なお、ルーマン(1990, 37-38)は人格システムとして他の人間に対して向けられる信頼をシステム信頼に含めているが、山岸(1998)の一般的信頼は人格システムに対するシステム信頼に該当すると考えられる。

山岸（1998）の信頼概念に対しては批判もあるが⁽¹⁴⁾、こうした信頼の分類は、信頼の形成要因の分析には有効であると考えられる。ここでは、かかる信頼の分類に対して、次の二点について修正を加え、分析枠組みとして活用する。まず、上記の信頼概念は、相手の意図に対する期待と能力に対する期待を区別し、後者を信頼から除外しているが、われわれは能力に対する期待も信頼とみなしているため、信頼の各分類に意図と能力の両者に対する期待を含めることとする。また山岸（1998）は、信頼の対象を個人に限定して説明しているが、これを株式会社企業にも援用していく。このような修正を加えた上で、投資家による取引の段階での企業会計制度の機能を信頼の分類にあてはめると、二種類の情報依存的信頼の形成に影響していると考えられる。一つは個別的信頼であり、投資家が特定の企業（経営者）の財務情報を利用して、将来の収益性や成長性等に対する期待を形成する場合である。この機能は、会計が制度化される前から果たしてきた本質的機能であり、今日の企業会計制度にも同様の機能が備わっていると考えられる。もう一つは、カテゴリー別信頼である。投資家が株式等に投資する際、その発行主体が株式会社というカテゴリーに属していることで、継続企業として存続や成長を目指している、株主への利益還元を重視している、といった期待を抱くであろう。こうした期待は、カテゴリーに対する信頼、つまり株式会社制度に対する信頼があるから形成されることが考えられる。したがって、株式会社制度に対するシステム信頼の形成に寄与する企業会計制度は、個々の株式会社企業に対する投資家からのカテゴリー別信頼の形成に、間接的に影響を及ぼしていると考えられることができる。

3. わが国の企業会計制度と日本的経営の関係—会計ビッグバン前まで—

本章では、これまで検討してきた企業会計制度の信頼形成に関わる機能を踏まえ、戦後のわが国における企業会計制度と経営システムの関係について考察する。まず、わが国の企業会計制度の特徴を確認し、その信頼形成に関わる機能について若干の考察を加える。続いて、日本的経営に必要とされた信頼の性質について考察した上で、最後に、わが国の企業会計制度と日本的経営が相互に及ぼしてきた影響に関する試論を示していく。

3.1. わが国の企業会計制度の特徴

わが国では、明治以来の債権者保護を重視した会計制度を継続しつつ、1948年の証券取引法全面改正と公認会計士法制定により、近代会計制度の本格的な整備が志向された。正司（2012, 160-181）は、戦後のわが国の企業会計制度を、大きく三つの段階に区分している。一つは、1949年に制定された企業会計原則が経営者のアカウントビリティ履行のルールを示す一方、商法会計、法人税法の規定も企業会計に影響し、わが国固有の企業

(13) これら情報依存的信頼と後述する安心（安定的期待）は、ルーマン（1990）の人格的信頼に該当すると解釈できよう。

(14) 前出の荒井（2006, 57-64）は、山岸（1998）の信頼概念の粗さや、後述する安心概念に基づく信頼論（安心社会論と呼んでいる）に対して、詳細な批判を加えている。しかしながら筆者は、そうした批判は山岸（1998）の信頼概念の分析枠組みとしての有効性を損なうものではないと考えている。

会計制度、いわゆるトライアングル体制⁽¹⁵⁾が確立した段階である。このトライアングル体制の下、利益の平準化による配当の抑制や、製造業の原価計算の発達などが促進されたとしている。二つ目は、1997年頃から始まる会計ビッグバンである。これは、わが国の金融・証券市場の国際的競争力の低下に対する危機感を背景とし、ディスクロージャーの充実・徹底と会計制度の国際標準化を推進した一連の政策を指すが、この時期に、単独決算重視から連結決算重視へ変化し、時価主義が採用され、キャッシュ・フローを重視するようになり、会計の基本的な考え方が債権者重視から投資家重視へ大きく変化したとされる。そして三つ目が、2004年頃から始まるコンバージェンス・プロジェクトである。これは、高品質な会計基準への国際的なコンバージェンス（収斂）を目標とした動きであるが、この時期に、会計ビッグバンで生じた変化がさらに加速し、また国際財務報告基準（IFRS）の日本への導入が検討され、今日に至っている。戦後のわが国の企業会計制度を論じるのであれば、今日に至るまでのこれらすべての段階を取り上げるべきであろうが、会計ビッグバン以降の段階は別の機会にあらためて取り上げることとし、本稿では、トライアングル体制と呼ばれるわが国固有の企業会計制度が確立した一つ目の段階に焦点をあてる。

トライアングル体制は、大陸法系の会計の考え方を明治以降受け継いできた商法会計、確定決算主義を採用してきた法人税法会計、戦後に米国を中心とする英米法系の会計の考え方を導入した証券取引法会計及び企業会計原則の三つの会計体系から形成されている（森田2013, 39-40）。このため、トライアングル体制は、目的の異なる三つの法制度に影響を受けながら、単一の財務諸表の作成を求めることになった。こうした制度の問題点としてつとに指摘されてきたのが、商法会計と証券取引法会計の調整の問題と、法人税法の逆基準性の問題である。つまり、投資家の立場からは、財務諸表によって提供される情報が歪められていることに対する懸念があったと言える。一方で、税法の立場からは、三つの会計規制が互いに牽制することにより、会計操作防止の効果を上げているとして、同体制を評価する意見があったことも指摘されている（弓削2006, 59-60）。いかなる制度も功罪両面の評価を受けるであろうが、このような特徴がみられたわが国の企業会計制度の機能について信頼の観点から検討すれば、以下のように理解できるであろう。

まず、株式会社制度に対するシステム信頼の形成に関する機能があげられる。これは、近代会計制度が成立して以来、企業会計制度が一貫して果たしてきた機能だと考えられるが、ここで留意すべきは、信頼の主体である。前章では、信頼の主体として投資家を想定してきたが、もしも投資家による信頼だけを問題とするのであれば、証券取引法会計の制度だけで十分であったと言えよう。しかし、わが国では債権者保護を重視する商法会計、徴税（政府）のために行われる法人税法会計を含むトライアングル体制の下、企業会計制

(15) これは、1991年の会計基準設定者国際会議で、わが国の企業会計制度の特徴を説明する際に用いられた表現である。新井・白鳥（1991, 29）を参照。後に新井（1999, 53）は、トライアングル体制は「商法会計、証券取引法会計（企業会計原則）および税務会計の三つから成り立っており、しかもそれらは、相互に関係し、または影響し合って形成されてきている」と説明している。なお、今日の企業会計制度も三つの法律の影響を受けている点は変わっていないが、トライアングル体制は時価会計や連結会計制度の導入を契機に大きく変容していることが指摘されている（森田2013, 42-46）。

度が成り立っていたのである。つまり、わが国の企業会計制度は、投資家だけでなく債権者や徴税者（政府）といったより幅広い利害関係者からの、株式会社制度に対する信頼形成に寄与していたと考えられる。またこの機能を通じて、上述した情報依存的信頼（カテゴリー別信頼）を、個々の株式会社企業に対して形成することにも寄与していたと言える。

次に、投資家を含む利害関係者に対する情報依存的信頼（個別的信頼）の形成に関する機能があげられる。利害関係者は、特定の企業を信頼するかどうかを判断する際、財務諸表を利用する場合があると考えられる。したがって財務報告を通じた情報提供機能が、情報依存的信頼（個別的信頼）の形成に寄与できると言える。しかし、上述したトライアングル体制における財務諸表の情報の歪みに対する投資家からの懸念がある場合、投資家による信頼形成に関する機能が限定されることになる。したがって、会計ビッグバン以前のわが国においては、投資家による情報依存的信頼（個別的信頼）の形成に関する機能が、限定的にしか果たされていなかった可能性があると言えよう。

それではなぜ、投資家への情報提供を通じた信頼形成に関する機能が限定されたのであろうか。戦後の日本の会計制度導入過程を論じた山地（2012, 20-21；1992, 124-127）は、アメリカから強制的に与えられた企業会計原則が、日本的経営の中に同化され、本来の意図とは異なる機能を果たし始め、証券市場での制度的情報公開による「一般株主・投資家」保護ではなく、間接金融方式による企業の資本蓄積に貢献した（退職給与引当金の肥大化の容認、取得原価主義による土地再評価益流出の予防など）と指摘している。かかる指摘を是とした場合、日本的経営において、投資家による信頼形成は問題とされなかったであろうか。この点については、節を変えて検討する。

3.2. 日本的経営と信頼

本稿の冒頭でも述べた通り、日本的経営は、わが国の高度経済成長を支えたシステムとして、かつて世界的に注目を集めていた。1958年のアベグレンによる「終身的関係」の指摘を端緒とする日本的経営の議論の中心は、長期安定雇用（終身雇用）、年功賃金、企業別（内）組合の三つを構成要素とする雇用システムにあった（谷内2008, 4-6）。日本的経営に対する注目が高まるにつれ、やがて雇用システムの範囲を超え、経営全体のシステムとして日本的経営が論じられるようになった。渡辺（2015, 19）は、日本的経営⁽¹⁶⁾のシステムを、①人事・雇用制度、②企業内部の意思決定の制度、③企業間取引制度（系列・企業集団）、④企業統治の制度の四つの制度によって支えられるシステムとして捉え、その中核にある①人事・雇用制度が、他の三つの制度と密接に関わり合って機能すると指摘している。つまり、日本的経営は、従業員のみならず、取引先、債権者、株主等との長期の安定的な関係を基盤にした経営システムと理解できる。そして、そうした安定的な関係の基礎には、高い信頼が形成されていると考えることができよう。しかしながら山岸（1998, 6）は、日本的経営における特定の相手との安定した取引関係は、閉鎖的な集団主義に基づくもので、信頼を基盤としたものではないと主張している。ここでふたたび、山岸（1998）の信頼論を参照したい。

(16) 渡辺（2015）は日本型経営と呼んでいるが、本稿では議論の便宜上これを区別せずに、日本的経営と表記している。

先にみた通り、山岸(1998)の信頼概念は、「社会的不確実性の存在する状況における相手の意図に対する期待」と定義されている。これに対し、「社会的不確実性が存在しない状況における、相手の意図に対する期待」については、信頼と区別して安心と呼んでいる。これは、相手の意図についての情報をもつ状況での、相手が自分を搾取する意図をもっていないという期待を指しており、かかる期待は相手の行動が相手自身にもたらす利益ないし不利益の評価に基づいたものとしている(山岸1998, 38-39)。ここで、この「安心」という表現は誤解を生じさせやすいと考えられる。そこで本稿では、これに代えて「安定的期待」と呼んで信頼の一形態に位置付けることとし⁽¹⁷⁾、また山岸(1998)の信頼概念を単に信頼とは呼ばず、「情報依存的信頼」に限定して用いることとする。

このように、「情報依存的信頼」と「安定的期待」を区別した場合、長期の安定的な関係を前提とした日本の経営は、安定的期待を基盤としたシステムであったと解釈することが可能になる。つまり、利害関係者との関係を損なうようなことをすれば企業(経営者)に不利益が生じるため、企業(経営者)はそのようなことはしないだろう、という安定的期待が形成されていたのである。そして資金調達面でも、メインバンク制度や株式持ち合いの慣行を築くことで安定的期待を形成し、投資家からの情報依存的信頼(個別信頼)を形成しなくても、経営システムの存続を可能にしたと考えることができよう。同時に、利害関係者との長期の安定的な関係が構築されたのは、幅広い利害関係者からの株式会社制度に対するシステム信頼があったからだと言えよう。

日本の経営におけるこれらの信頼形成に対して、トライアングル体制下の企業会計制度が果たしてきたと考えられる機能について、信頼の種類別にまとめれば、表1の通りとなる。

表1：日本の経営における信頼形成に対する企業会計制度の機能

信頼の対象	信頼の種類	信頼の形成要因	企業会計制度 (トライアングル体制) の機能
株式会社制度	システム信頼	企業会計制度	直接的
特定の企業 (経営者)	情報依存的信頼 (カテゴリー別信頼)	株式会社制度に対するシステム信頼	間接的
	情報依存的信頼 (個別信頼)	投資家への財務報告	直接的(ただし限定的)
	安定的期待	利害関係者との長期の安定的な関係 (メインバンク制度、株式持ち合い等)	間接的(幅広い利害関係者からの株式会社制度に対するシステム信頼が長期の安定的な関係の構築に貢献)

以上の考察より、会計ビッグバン以前のが国の企業会計制度と日本の経営との相互の影響に関して、次のような試論を導くことができるであろう。

(17) ルーマン(1990, 40)は、信頼は不確実性に向き合うことで形成されるのに対し、希望は不確実性を消去すると述べている。不確実性の排除という点で、ルーマン(1990)の希望と山岸(1998)の安心は類似していると考えられるが、希望が不確実性にまったく対処しないという点では、安心とは異なっていると言える。

試論（1）

わが国の企業会計制度は、トライアングル体制をとることで、投資家のみならず、債権者や政府などの利害関係者からの、株式会社制度に対する信頼形成に寄与してきた。その結果、日本的経営において、利害関係者との長期の安定的な関係を築くことが可能となった。

試論（2）

日本的経営は、利害関係者との長期の安定的な関係を基盤として、メインバンク制度や株式持合い等の慣行を築いたことで、投資家への情報提供に基づく信頼形成の必要性を減らした。その結果、わが国の企業会計制度において、トライアングル体制の継続が可能となった。

むすびにかえて

本稿は、わが国の企業会計制度と日本的経営の相互の影響を明らかにすることを目的とした研究の序論として、会計ビッグバン以前における戦後のわが国の企業会計制度と日本的経営との関係を、信頼の問題に焦点をあてて考察した。その結果、新たな試論を導くことができたと言える。しかしながら、本稿はあくまでも序論であるため、今後もさらに論じなければならない問題が山積している。したがって、以下で今後の主たる研究課題を示すことで、本稿のむすびとしたい。

今回、企業会計制度の機能について、信頼論に基づいて考察したが、信頼の形成過程や変容過程について、信頼の主体と客体の両者の観点から、十分に検討できたとは言えない。したがって、信頼論に基づく企業会計制度の機能の説明を、さらに精緻化する余地があると言える。

また、坂井（2014）では、ベック（1998）のリスク社会論やリスク・コミュニケーション論に基づいて企業会計制度の機能を論じたが、本稿では、そこでの議論にふれる余裕がなかった。このため、企業会計制度の機能に関して、今回導出した信頼論に基づく理解と、リスク社会論及びリスク・コミュニケーション論に基づく理解とを、今後は総合していく必要がある。

われわれは、会計と経営の相互の関係に接近することを研究の目的としており、今回は両者の関係について、制度の側面から接近した。しかし、会計制度だけではなく、制度化の対象となった会計行為についても論じなければ、十分な理解は得られないと言えよう。このため、会計と経営の関係について、行為の側面から論じていくことも、今後の課題としたい。

近年、わが国の企業会計制度と日本的経営は大きく変容しているが、本稿ではそうした変容についてはほとんど取り上げていない。会計ビッグバン以降、なぜ、わが国の企業会計制度は急速に変容し続けているのか、そうした変容は、わが国の経営システムにどのような影響を及ぼしているのか、といった問題についても、今後論じていきたいと考えている。

〔参考文献〕

荒井一博. 2006. 『信頼と自由』 勁草書房.

- 新井清光. 1999. 『日本の企業会計制度——形成と展開』中央経済社.
- 新井清光・白鳥庄之助. 1991. 「会計基準設定機関国際会議の概要と『日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク』」『JICPA ジャーナル』3(10): 23-33.
- 植竹晃久. 2009. 『現代企業経営論—現代の企業と企業理論—』税務経理協会.
- 岡嶋慶. 1997. 「イギリス監査制度の展開—精細監査の意義をめぐって」『三田商学研究』40(2): 107-122.
- ギデンズ, A. 1993. 『近代とはいかなる時代か?—モダニティの帰結—』松尾精文/小幡正敏訳, 而立書房 (Giddens, A. 1990. *The Consequences of Modernity*. Cambridge: Polity).
- 小松文晃. 2003. 『リスク論のルーマン』勁草書房.
- 坂井恵. 2014. 「会計専門職の発展の可能性—リスク社会論を手掛かりとして—」『千葉商大論叢』51(2): 97-110.
- 正司素子. 2012. 『IFRSと日本の経営 何が、本当の課題なのか!?!』清文社.
- 友岡賛. 2018. 『日本会計史』慶應義塾大学出版会.
- 友岡賛. 1995. 『近代会計制度の成立』有斐閣.
- 平林喜博. 2005. 『近代会計成立史』同文館出版.
- ベック, U. 1998. 『危険社会—新しい近代への道』東廉/伊藤美登里訳, 法政大学出版.
- 丸山正次. 2001. 「リスク社会における不安と信頼: U. ベック, A. ギデンズの視点を中心にして」『山梨学院大学法学論集』47: 47-78.
- 森田佳宏. 2013. 「会計の国際化と会計制度」『駒澤大学経済学論集』44(4): 39-51.
- 谷内篤博. 2008. 『日本の雇用システムの特質と変容』泉文堂.
- 山岸俊男. 1998. 『信頼の構造——こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会.
- N. ルーマン. 1990. 『信頼 社会的な複雑性の縮減メカニズム』大庭健/正村俊之訳, 勁草書房.
- 山地秀俊. 2012. 「日本の会計制度の変遷と「近代化」概念の再検討—西洋式複式簿記・アメリカ式証券市場会計そしてIFRS—」『国民経済雑誌』205(6): 1-28.
- 山地秀俊. 1992. 「戦後日本の企業発展と企業会計: 企業会計のあり方を決める要因は何か」『国民経済雑誌』166(4): 111-135.
- 弓削忠史. 2006. 「トライアングル体制の一考察—企業会計と税法を中心に」『九州共立大学経済学部紀要』103: 57-74.
- 渡邊泉. 2005. 『損益計算の進化』森山書店.
- 渡辺聡子. 2015. 『グローバル化の中の日本型経営—ポスト市場主義の挑戦—』同文館出版.
- Barber, B. 1983. *The Logic and Limits of Trust*. New Brunswick: Rutgers University Press.

(付記)

本稿は、2017年3月27日に開催された第16回慶應義塾大学商学会特別研究報告会における研究報告(論題:「わが国の企業会計制度と日本的経営の変容——信頼の問題を中心として——」)の内容の一部に加筆, 修正したものである。

(2018.9.20 受稿, 2018.10.23 受理)

〔抄 録〕

本稿は、わが国の企業会計制度と日本的経営の相互の影響を明らかにすることを目的とした研究の序論として、会計ビッグバン以前における戦後のわが国の企業会計制度と日本的経営の関係を論じている。考察にあたっては、近代的な企業会計制度の成立過程において信頼の問題が背景にあったことを踏まえ、信頼の問題に焦点をあて、ルーマン（1990）、山岸（1998）の信頼論を手掛かりとした。

考察の結果、二つの試論が導かれた。一つは、わが国の企業会計制度がトライアングル体制をとることで、幅広い利害関係者からの、株式会社制度に対する信頼形成に寄与した結果、日本的経営において、利害関係者との長期安定的な関係を築くことが可能となったとするものである。もう一つは、日本的経営が、利害関係者との長期安定的な関係を基盤として、メインバンク制度や株式持合いの慣行を築いたことで、投資家への情報提供に基づく信頼形成の必要性を減らした結果、わが国の企業会計制度において、トライアングル体制の継続が可能となったとするものである。